

韓国側対日請求権問題に関する

32 . 12 . 17

秘密指定解除  
公文書監理室

極秘

韓国側対日請求権問題に関する件 (三二一十五セ)

今日までの日韓交渉において、日本側は、「日韓請求権の解決に  
関する日本側との平和条約第四条の解釈についてのアメリカ合衆国  
の見解の表明」に拠り、韓国側の合意を取り付けるよう努力してま  
たが、左記の理由により、わが方が右の「見解の表明」の "relevant"  
条項すなわち「しかしながら、日本側が平和条約第四条(b)において  
有効と認められたこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和  
条約第四条(a)に規定されている取置の考慮において直接関係をもつ  
ものである。」によつて待るところのものはまわめて少額であると  
認められる。

記

一 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張し

た金額は總計三百三十七億円であると計算（鑑定を含む。）される。（別紙一参照）

二 國庫法上の原則に照らし外務省として韓國側に相当有利と認めらるラインで前記対日請求権の各項目を整理計算した結果の合計は

[Redacted]

[Redacted]

を出ないと鑑定される。）

にすぎない。

三 前記の米國政府の「見解の表明」の中の "relevant" 条項を轉

譯地に終めさせることによつて前記一の韓國の有効な対日請求権が滅失される限度は、次のとおりである。

(1) 韓國の請求権の全体とわが國が放棄した請求権の全体とを相殺する場合は、わが方の放棄した請求権を「いかなる程度まで

（注）相殺に用いるかによつてゼロから韓國の有効な対日請求

種金の額までの限となる。

前記の極度を大きくすることはこれまでの日韓交渉の経緯にかんがみ、現実的な政策とは考えられない。

(四) 民間の債権償却(別款二の節四項及び節五項(9))についてはのみ相殺を行う方式を採る場合は、  
にすぎない。

(五) 同のほか、日本政府の韓国政府に対して負う債務のうち安当な部分(別款二の節五項(5))をも相殺する場合は、  
にすぎない。

(注) 日本国と韓国との間の特別取極は、在韓日本資産を韓国政府が引き取つたことによりいかなる極度まで日本国に対する韓国側の請求権が消滅し、又は充足されたと認めらるべきであるか、その極度の決定を言むこととなる。

(平和条約第四條の解釈についてのアメリカ合衆國  
の見解の表明)

他方、わが國は戦後のオーブン<sup>貸</sup>決定<sup>貸</sup>起<sup>貸</sup>残<sup>貸</sup>高として約百七十億  
円(四千七百万ドル)を対蘇請求權として有している。

極秘

別紙一

韓国が主張している対日請求権の内容と金額

<p>第一項 韓国より還り来りたる古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図、原版及び地金と地銀を返還すること。</p>	<p>(一) 昭和二十七年度公債提出項目 昭和二十七年三月二十日韓国公債提出した「韓日同財産及び請求権協定要綱」による。</p> <p>(二) 昭和二十八年年度公債提出 昭和二十八年三月、韓国が三回にわたって提出した「エドモモール」による。</p>	<p>補足資料 右記の金額は推定数字</p> <p>(一) 韓国文化財の評価は困難である (二) 海図原版のみ本邦に存在し、地形図及び地質図の原版は存在しない (三) 朝鮮銀行による地金一、九〇九、年乃至一、九四五年間における対日移出量二億五千グラム (四) 韓国側出版物による (五) 終戦時価格一グラム三円八五銭として (計 九六二、五〇〇、〇〇〇円)</p>
<p>第二項 一九四五年八月九日現在日本政府の対朝鮮総督府負債を決済すること。 内訳 (一) 朝鮮総督府貯金管理局の大蔵省預金部に対する勘定 (二) 簡易生命保険積立金預金部預金 (三) 同 余剰金 (四) 郵便年金積立金預金部預金 (五) 大蔵省預金部登録国債</p>	<p>(一) 韓国国宝、歴史的記念物(美術工芸品、古書籍その他)返還請求 (二) 目録提示打合せの件 (三) 韓国地図原版、実測地図及び海図返還請求(目録提示打合せの件)</p> <p>(一) 郵便島香貯金韓国側受け取り勘定 一、四七五、九六七、〇八〇円 (二) 貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定 一、七三三、八四六、四三三円 (三) 簡易生命保険関係受取金 三、九一三、五二九、六四四円 計 二、〇四二、二六六、四七七円</p>	<p>朝鮮総督府特別会計より対日移送されたと思われる資金 (計 一、七三三、八四六、四三三円) (一、九五二、一三三、一九日付 SCAP IN 二、〇八六、一 A による)</p>
<p>第三項 一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金されたる会員を返還すること。</p>	<p>(一) 内債機関(朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、朝鮮金融組合連合会)の在日財産。(その実体並びにその管理状況の照会案件) (二) 在韓本社法人三、四九社の在日財産。 (三) その管理、清算状況及び同所有有価証券再発行状況の照会案件)</p>	<p>(一) 内債機関在日財産推定 (計 八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円) (大蔵省資料) (二) 在外会社、在日財産推定 (計 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円) (大蔵省資料)</p>
<p>第四項 一九四五年八月九日現在韓国に本店又は主たる事務所のある法人の日本にある財産を返還すること。</p>		

<p>第五項 韓国民(法人を含む)の日本 国又は日本国民(法人を含む)に対 する日本の国債、公債、日本銀行券 被用韓人の未収金及びその他請求 求取を決済すること。</p>	<p>(3) 朝鮮銀行券発行準備金分還元。 (その方法及び時期に対する日本側意 見照会案件) (注) この項目を置く場所としては、これは 必ずしも適当でないかも知れぬ。 (4) 下関にある朝鮮漁業組合連合会中央 会在日資産の返還。(その方法に關す る日本側意見照会案件) (5) 旧朝鮮總督府東京出張所資産(朝鮮 總督府鉄道局局員共済組合財産の返還) (その管理状況照会案件) (6) 東京にある朝鮮奨学会維持財団の在 日財産の返還。(その現況に關する 照会案件) (7) 旧李王家財産韓國国有化に關する件</p>	<p>評価困難 昭和二十六年政令によつて清算差 物売却代金(三九、五〇〇、〇〇〇円) (元持株整理人による) 評価困難</p>
<p>第五項 韓国民(法人を含む)の日本 国又は日本国民(法人を含む)に対 する日本の国債、公債、日本銀行券 被用韓人の未収金及びその他請求 求取を決済すること。</p>	<p>(1) 韓国人(法人を含む)所有の日本有 価証券(公債、社債、株式その他証 券の償還。(その他取扱方法に關する日 本側意見照会案件) (2) 韓國内において交換回收したSCAP 委員並びに日本銀行員立会の下に焼却 せる日本銀行券及び日本政府紙幣代 り金の清算。(その方法及び時期 に對する日本側意見) (3) 朝鮮銀行が終戦直後立替払いした日 本政府一般會計才出庫庫金七四、五九〇、〇 〇円及び日本銀行に對する貸付金一五八、 八八八、四三〇円の清算。 計 九〇、一七四、八八四 円 (4) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦 死者七四、八〇〇名(未確定紙数、名簿 提出可能)に對する弔慰金等措置に 關する日本側対象又は意見 (5) 太平洋戦争中韓国人被用労働者 (一九四六年九月三十日現在申告者数 二〇、五五二名内被用中死亡者一、三六〇三</p>	<p>(1) 韓國側の日本公社債保有額 (計 一〇、五〇〇、〇〇〇円) (韓國側出版物による) (注) 既に前四項の(1)及び(2)と重複 する。 (2) 計 一四九、三六七、二〇〇 円 (大蔵省資料による)</p>

<p>(一) 朝鮮電業株式会社 注文品代金 前渡金 六一八七、〇六七円</p> <p>(二) 京城電氣株式会社 〃 二、二〇七、〇八八円</p> <p>(三) 南鮮電氣株式会社 〃 八、〇一〇、一六四円</p> <p>(四) 西鮮合同電氣株式会社 〃 一、三二六、〇三三円</p> <p>(五) 農地開発管団 〃 二八二、八〇六円</p> <p>(六) 馬事会埋馬代金前渡金 八四一、七四五円</p> <p>(七) 在外日本軍部隊間の供託金等 一九三、三一九三円</p> <p>(八) 麻薬代金未収金(日本厚生省外) 一、二九八、五七五円</p> <p>(九) 交通部運賃乗車券代金の他未 収金 三、一九八、三八六円</p> <p>(一〇) 林産物供出代金未収金 五九六、五六二円</p> <p>(一一) 朝鮮食糧管団未収金 五三九、九五四三三円</p> <p>(一二) 水利組合連合会関係未収金 八八、九一〇円</p> <p>(一三) 農地開発管団工事前渡金 二五五、五四二円</p> <p>(一四) 薬工品代金未収金 三五六、三三二円</p>	<p>名、同負傷者約七、〇〇〇名(未確定 数に在るも、名を提出可能)に對する 諸未払金及び弔慰金等。(その積置 に關する日本側対策又は意見)</p> <p>(一) 韓國人被徵用勞務者に對する諸未 払金供託分に對する資料。</p> <p>(二) 韓國人が日本及び日本占領地域よ り歸國の時、当該地日本官憲に強制 的に保管寄託せる日本銀行券、日本 軍票、日本政府紙幣等の清算。 (その保管状況及び同代り金清算方 法並びに時期に對する日本側専門的 意見)</p> <p>(三) 諸未収金項目別概算金額提示並び に日本側資料と照合依頼の件</p>
	<p>算定不能</p>



<p>第六項 韓国籍国民（法人を含む）所有の 日本法人の株式又はその他の証券を 法的に認定すること。</p>		
<p>第七項 前記の諸財産又は請求権より生 じた諸果実を返還すること。</p>		
<p>第八項 前記の返還及び決済は協定成立 後即時開始遅くとも六ヶ月以内に終 了すること。</p>	<p>(五) 放送局注文品代金前渡金 一一五、六〇四円 (六) 専売局関係未收金 五二四、〇二四円 計 一、二六四、七六三、九四円</p> <p>(九) (日本私営保険会社及び金融機関 に対する債権) (一) 韓国人加入者に対する日本十九 生命保険会社の生命保険責任準備 金 四、〇〇〇、〇〇〇円 (二) 同 未経過保険料概算 五、〇〇〇、〇〇〇円 (三) 十三損害保険会社から未払保険金 七、三〇五、四六八、三三三円 (四) 同十三会社に対する朝鮮火災 海上保険会社の再保険回収金 一、〇〇五、〇六九、〇八三円 (五) 日本側在韓支店銀行の預金並 びに為替組戻しその他雑費代払 金 二、二七六、三三三、二二五円 (六) 日本内銀行に対する個人預金 六、二三六、六三三、八七六円 (七) 日本内銀行の発行せる送金為替 にして受け取らざる分 七、九六八、五九一、六七円 計 七、〇二〇、八三三、七九八円</p>	

合 計 一、八七八、三二五、六三三、八四四円

(注)

本合計額には、金地金を除く。第一項の各項目及び第四項の(4)、(5)、(6)、(7)は、第五項の(4)、(5)、(6)、(7)に算入されてはいない。

又、第四項の(1)の附録機關と(2)の在外会社の資金の大部分は有価証券(約七〇億円)から成つており、第五項の(1)の下段の韓国の公社債保有額推定一〇五億円と重複するので、累計額二五七、八三、二五五、六三四、八四円から重複推定額七〇億円を控除した一八七、八三、二五五、六三四、八四円を合計額として計上した。

なお、韓国側が正式提示を留保している請求項目及びその概算金額としてあげていれるもの次々とおり、

(昭和二十八年度会谈提示)

約五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 円

一、 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金

二、 第三国所在の韓国人(法人をも含む)財産回収又は補償

三、 (1) 日本法人に対する韓国内金融機關の滞り賃金

(2) 日本人に対する韓国内金融機關の滞り賃金

(3) 日本法人並びに日本人に対する仮払金

(4) 日本法人並びに日本人の未納税金

(5) 貿易補償金

(6) 貿易保留金

(7) 軍事行動に因る被害

(8) 強制徴去並びに疎南による被害

(9) 一九四五年八月九日以後日本官吏の越権行為による被害

(10) 強制供出による被害

(11) 公共団体の破壊並びに企業整備による被害

合計

一五〇,〇七六,一三六 円

総計

三三,七九四,〇一七,〇〇一,八四 円

# 秘密指定解除 公文書監理室

韓国に対する債務処理についての試案

(三二・一二・五)

項目

処理方針

金額及び摘要

## 第一項

在日韓国文化財

固有の韓国美術品のうち引渡し可能なもの若干を韓国に引渡す

評価不能

## 第二項

地金及び光銀

（及光銀・光銀）

郵便貯金及び簡易生命保険、郵便年金

韓国人が戦前郵政省に対し有した預金債権並びに朝鮮總督府経営にかゝる簡易生命保険及び郵便年金に対する債権を認める。

(1) 朝鮮における韓国人預入金

(2) 振替貯金

この貯金はおおむね事業用に利用される点を考え、昭和二十年五月末

第三項  
 一九四五年八月九日以後  
 における韓国よりの対日送  
 金の返還

この請求権は承認しない。

(3) 本邦内韓国人保管証券	(4) 簡易生命保険韓国人積立 金	(5) 郵便年金韓国人分積立金	(4)と(5)については、簡 易保険積立金責任準備 金	及び郵便年金積立 金	金
-------------------	-------------------------	--------------------	-----------------------------------	---------------	---

第四項

在韓本社法人の在日資産の返還

(1) 閉鎖機關財産

(2) 在外会社財産

(3) 閉鎖機關朝鮮銀行の所有にかかると朝鮮銀行券発行準備

(4) 下関にある元咸鏡南道漁業組合連合会(朝鮮漁業組合中央会)の財産

(5) 元朝鮮總督府交通局長済組合の財産

(6) 元朝鮮教育財団財産

(7) 在日李王家財産

(1) 残存財産に対する韓国人持分を返還する。

(2) 在外会社についても右(1)と同様とする。

(3) 韓銀券発行の保証準備のうち金、銀は返還する。

(4) 韓国人持分を支払う。

(5) 連合国最高司令部覚書に基く本件財産処理の効力を承認せしめることとする。

(6) 朝鮮人学生援護の本来の目的のために利用する。

(なお、交渉の経過によつては、本件財産の韓国への引渡も考慮する。)

(7) 國際法上韓国の國內法は日本にまで及ばないから、認めない。

(ただし、帳簿価格)

算定不能

算定不能

第五項

(1) 韓国人（法人を含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式その他証券）の償還

(2) 日本銀行券

(3) 朝鮮銀行の国庫金立替金

(1) 韓国人が合法的に所有する公社債、株式その他の証券を償還する。

(2) 韓国人（朝鮮總督府も入る）が終戦時合法的に所有していた分については対価を支払う。

(3) 本立替金については次の二つの意見がある。

(1) 日本政府間の貸借關係であるから韓国に対し支払の必要がない。

(2) 朝鮮の地方的債務でないから支払の必要がある。

登録国債

朝鮮の道立病院、府、郡及び法人並びに朝鮮人分の推定

非登録公社債

無記名国債、無記名社債、府債、韓国、動産各債券の朝鮮債留分推定

韓国で焼却された日銀券のうち韓国人所有分と推定される分

(4) 韓国軍人、軍属、戦傷病者、戦歿者に対する弔慰金等

(5) 韓国労働用労働者の請未払金及び死亡あるいは負傷した者に対する弔慰金等の支給

(4) 人道上の観点から日本国兵に準じた取扱をする。  
(戦傷病者戦歿者遺族等援護法の施行の準備の準備を考慮する。)

右と同じ

(1) 弔慰金

戦死者二万名、弔慰金をとして計算

(2) 遺族年金（昭和二十年から平和条約発効の日までとする）

（注） 戦傷病者については該当事数が判明しないので障害年金の計算はできない。

(3) 復員軍人、軍属の未払給与（郵便貯金を含む）

算定不能

(6) 徽州労働者に對する賠償  
未払金供託分の返還

支払う

(7) 韓国人が本邦及び日本  
占領地域より帰國の時、  
寄託せしめられた金類の  
補償

日本國民に準じて支払う。  
車票については日本國民と  
同様の取扱いとす。

(8) 歸未収金・汪文品代金  
尙遺金

韓國側が提示した十六項目  
の内容は不明であるがこの項  
目中には日本政府の朝鮮  
總督府に對する韓国人本来  
の既得権(債権)を含むもの  
があると認められるので、次  
の方針の下に処理をはかる。  
韓国人が終戦前から合法的  
に日本政府に對して有した債  
権を認める。

(9) 日本金融機構及び保險  
会社に對する債権

(一) なお、朝鮮總督府に對す  
る日本政府の債権については  
支払うべしとの意見もある。  
(二) 在韓本邦支店及び支店  
の債権は、韓國内での  
清算に於て満足されるべき  
ものとする。(四)

ただし、供託金のほか、労働者  
の郵便貯金及び現在大蔵省が  
保管している未払給与等を含む。  
本邦引揚韓国人の税関預り  
金

韓國側の準備より定められるも。

本邦

(四) 米四俵(1)より(2)の方  
向に移動する(1)より(2)の方



(11)

在内地法人に対する韓国  
人債権は、韓国人が合法的  
に有するものについて認め  
る。(11)(1)(1)(1)(1)

非居住者預金

生命保険責任準備金

<p>第六項 韓國國民所有の日本法人の株式又はその他の証券の歸定</p>	<p>歸定する。 ただし、韓國法人の場合は、その株主の韓國人分について歸定する。</p>	<p>令五款と云ふ、 が五款(1)とガフツていふ。 こ、 いふ。</p>
<p>第七項 前記の歸財産又は請求権より生じた結果の返還</p>	<p>私法上の債権の果實の返還を認める。</p>	
<p>第八項 財産返還及び決済の期間</p>	<p>未定</p>	
<p>留保項目 一 恩給等 二 第三國所在の韓國人の財産國収に対する補償 三 の(1)(2)(3) 日本人及び日本法人に対する韓國内金融機關の滞り資金</p>	<p>韓國人官吏に対する恩給等諸未払金は、平和条約発効までの分に限り支払う。 韓國と相手國との間の問題であるので、日本政府は補償しない。 内容不明</p>	

(4) 日本人（法人を含む）の未納税金

(5) の貿易補償金及び

(6) の貿易保留金

(7) をいし(8)の軍事行動、  
強制撤去、一九四五年八月九日以後の日本官吏の  
越権行為、強制供出、企業  
整備による被害

日本国内部の問題であるといふ意見と、支払うべしとの両説がある。

内容不明

補償しない。